

最終保障供給約款以外の供給条件

(料金についての特別措置)

令和6年12月20日実施

北海道電力ネットワーク株式会社

2 0 2 4 1 2 0 6 資 第 1 9 号

承 認

令 和 6 年 1 2 月 2 0 日

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和6年3月18日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、令和7年2月1日から令和7年4月30日までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款別表3（燃料費等調整）(1)ロにもとづき燃料費調整額、加重平均市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表2（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものいたします。

4 燃料費等調整

2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は、最終保障供給約款別表3（燃料費等調整）(2)に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (51,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 51,400 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和 6 年 9 月 1 日から 令和 6 年 11 月 30 日までの期間	令和 7 年 2 月 1 日から 令和 7 年 2 月 28 日までの期間
令和 6 年 10 月 1 日から 令和 6 年 12 月 31 日までの期間	令和 7 年 3 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの期間
令和 6 年 11 月 1 日から 令和 7 年 1 月 31 日までの期間	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日までの期間

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年2月1日 から令和7年3月 31日までの期間	令和7年4月1日 から令和7年4月 30日までの期間
1キロワット時につき	1円30銭	70銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭8厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価、加重平均市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価を、電磁的方法等によりお知らせいたします。